

令和4年2月17日付 欧州連合(EU)加盟国向け中古農林業機械の輸出に係る Q&A

	質問内容	回答
1	<p>植物検疫証明書が必要な「農業の用又は林業の用に使用されたことのある機械類及び車両」とはどのようなものですか。</p>	<p>EUへの輸入時に植物検疫証明書の添付が必要なものは、理事会実施規則(Commission Implementing Regulation (EU) 2019/2072)において、農業の用又は林業の用に使用されたことのある機械及び車両であって、以下の合同関税品目分類表(CN)コードに該当するものと規定されています。</p> <p>農業用、園芸用又は林業用の機械(整地用又は耕作用のものに限る。)及び芝生用又は運動場用のローラー</p> <p>-プラウ: 84321000</p> <p>-ハロー、スカリファイヤー、カルチベーター、除草機及びホー: 84322100,84322910,84322930,84322950,84322990</p> <p>-播種機、植付け機及び移植機: 84323100,84323911,84323919,84323990</p> <p>-堆肥散布機及び施肥機: 84324100,84324200</p> <p>-その他の機械: 84328000</p> <p>-部品: 84329000</p> <p>わら用又は牧草用のベラー(ピックアップベラーを含む): 84334000</p> <p>コンバイン: 84335100</p> <p>根菜類又は塊茎の収穫機: 84335310,84335330,84335390 林業用械: 84368010</p> <p>トラクター:セミトレーラー用の道路走行用トラクター: 87012090</p> <p>車輪付きの農業用/林業用トラクター: 87019110,87019210,87019310,87019410,87019510</p>

2	合同関税品目分類表(CN)コードとはなんですか。	<p>EUでは、対外的な共通関税(Common Custom Tariff)の設定のため、「合同関税品目分類表(CN: Combined Nomenclature)」と呼ばれる物品の分類表を策定しています。同分類に基づいた品目コード(CN コード)は、「商品の名称及び分類についての統一システム(Harmonized Commodity Description Coding System)に関する国際条約(HS 条約)」に基づいて定められた HS 分類(1～6 桁目)と、EU 独自の CN 下位品目分類(CN subheadings、7～8 桁目)で構成されています。</p> <p>(参考:JETRO) https://www.jetro.go.jp/world/europe/eu/trade_03.html</p> <p>EU の CN コードは、COUNCIL REGULATION (EEC) No 2658/87 により規定されており、以下のサイトに掲載されています。</p> <p>https://eur-lex.europa.eu/legal-content/en/ALL/?uri=CELEX%3A31987R2658</p>
3	何故、EU 向けの中古農林業機械の輸出検査申請は CN コードから、輸出統計品目番号に変更されたのですか。	<p>CN コードは、対象国が EU 及び英国に限定されているため、今後、EU 及び英国以外の国が植物検疫証明書添付を要求した場合に対応できるようにするため、CN コードから輸出統計品目番号へ変更しました。</p> <p>輸出統計品目番号は、以下の税関サイトに掲載されています。 https://www.customs.go.jp/yusyutu/</p>
4	何故、EU 向けの中古農林業機械は、輸出前に清掃しなければいけないのですか。	EU は、中古農林業機械の輸入条件として、「清掃され、土壌及び植物残渣が付着していないこと」を要求しているため、輸出前に清掃する必要があります。
5	植物防疫所で清掃してくれますか。	行いません。ご自身で、輸出検査を受ける前に清掃する必要があります。
6	植物検疫証明書を取得せずに「農業の用又は林業の用に使用されたことのある機械及び車両」を EU に輸出した場合、植物防疫法に基づく罰則の対象になりますか。	植物検疫証明書を取得せずに中古農林業機械を EU に輸出しても、植物防疫法に基づく罰則の対象にはなりません。植物検疫証明書が添付されていないと EU への輸入が認められません。
7	新品のトラクター等は対象外ですか。	対象外です。EU が植物検疫証明書の添付を要求しているのは、農業の用又は林業の用に使用されたことのある機械及び車両です。

8	中古の建設機械は対象外ですか。	その機械の CN コードが EU の指定する CN コードに該当しない場合、対象外です。
9	中古トラクターの作業機(ロータリー等)は対象外ですか。	対象になることがあります。中古トラクターに付随するロータリー等の作業機が EU の指定する CN コードに該当する場合は、植物検疫証明書の添付が必要になります。
10	中古の耕運機は対象外ですか。	対象です。ただし、どの CN コードに該当するかは輸入国の関税当局の判断になるため、事前に現地輸入者を通じて確認することをお勧めします。
11	中古の草刈り機は対象外ですか。	対象外です。ただし、どの CN コードに該当するかは輸入国の関税当局の判断になるため、事前に現地輸入者を通じて確認することをお勧めします。
12	輸出検査はどこに申請したらいいですか。	最寄りの植物防疫所にご相談ください。植物防疫所のウェブサイトからお近くの植物防疫所を探すことができます。 http://www.maff.go.jp/pps/j/map/index.html
13	輸出検査や植物検疫証明書は有料ですか。	どちらも無料です。
14	書面での検査を受けるには、どうしたらよいですか。	書面での輸出検査を受けようとする場合、先ず、清掃報告書及び添付様式を添えて輸出検査を申請してください。ただし、一度は、植物防疫所の判断により、所在地において全量の検査を受けていただきます。初回の検査において、土壌及び植物残渣の付着が認められず、かつ清掃施設の設備についても問題が無いことを確認できた場合等には、書面による輸出検査を受けつけることがあります。詳しくは、申請先の植物防疫所に御相談ください。
15	書面検査による輸出検査を希望する場合の添付様式は、輸出する中古農林業機械の輸出統計品目番号ごとに数量の 1 割以上を添付するとありますが、具体的な例を教えてください	例えば、トラクター 15 台、耕運機 3 台について書面による輸出検査を申請する場合、小数点第 1 位を切り上げ、トラクターは 2 台分、耕運機は 1 台分の添付様式が必要になります。 なお、添付様式を作成する中古農林業機械は、ご自身で任意に選択していただいてもかまいません。
16	書面検査は、前日に申請すれば必ず翌日に対応してくれますか	申請時間等によっては、ご希望に添えないこともありますので、なるべくお早めにご相談ください。
17	検査申請は、電子申請できますか	申請は書面での申請となります。 ただし、事前に検査担当の植物防疫所にご連絡いただき、担当官の了解が得られているときは、検査当日や証明書の受領時に原本を提出することが可能です。申請時に現場発給を申し出てください。 なお、書面による輸出検査の場合、画像を確認する必要がありますので、メールを活用ください。
18	証明書は植物防疫所に受取りに行く必要がありますか	原則、検査担当所で交付します。 ただし、所在地における検査の場合、検査結果に問題がなければ現場での交付が可能です。 また、希望する場合は着払いで郵送することも可能です。検査担当所に郵送方法等を相談してください。

19	所在地や輸出港での輸出検査を受ける場合、検査に立ち会う必要がありますか	立会いが必要です。輸出検査時には、植物防疫官の指示に従って中古農林業機械の移動、操作等を行っていただく必要があります。
20	植物検疫証明書に有効期限はありますか	EUの植物検疫に関する理事会規則(Regulation (EU)2016/2031)では、植物検疫証明書は荷口が輸出される14日以上前に作成されてはならないと規定されています。 このため、中古農林業機械は植物検疫証明書の発給日から14日以内に輸出(出国)される必要があります。